

【ひとり親家庭】

- 1 次のいずれかに該当する児童の父又は母がその児童と同居し、養育する（その児童を監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）父又は母と児童とで構成する家庭をいう。
 - ① 父母が婚姻を解消した児童
 - ② 父又は母が死亡した児童
 - ③ 父又は母の生死が明らかでない児童
 - ④ 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
 - ⑤ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
 - ⑥ 母が婚姻によらないで懐胎した児童

- 2 前項に定めるもののほか、次に定める児童を養育する祖父、祖母又は兄姉であって、養育者と児童で構成する世帯をいう。
 - ① 父母が死亡した児童
 - ② 父又は母が監護しない、前項各号に定めるいずれかの児童

備考

- ① この表における「児童」とは、18歳に達した日の属する年度の末日までの者をいう。
- ② この表における「父」とは、母が児童を懐胎したとき婚姻届けをしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。
- ③ この表における「婚姻」とは、婚姻届けをしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。